

# 誓 約 書

(宛先)  
戸 田 市 長

年 月 日

申 出 者 住 所  
会 社 名 等  
代 表 者 名  
(職・氏名)

印

私は、次の使用目的のための閲覧をするにあたり、下記の誓約事項を遵守します。

使 用 目 的	(閲覧申出書の閲覧目的を転記してください)
<h2 style="text-align: center;">誓 約 事 項</h2> <ol style="list-style-type: none"><li>1 閲覧に際しては、閲覧時の留意事項を遵守し、市民課職員の指示に従います。 また、閲覧の中止や記録媒体の破棄命令等があった場合は、直ちにこれに従います。</li><li>2 住民基本台帳法に定められたプライバシーの保護の理念を尊重し、市民の基本的人権を侵害することのないよう十分配慮いたします。</li><li>3 閲覧により知り得た事項は、使用目的以外には絶対使用いたしません。また、閲覧に基づいて得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し、他に漏れることのないよう厳重に管理し、その目的達成後は、焼却等の方法により速やかに廃棄処分いたします。</li><li>4 閲覧により知り得た事項を、他に譲渡・配布又は販売するなどの法令に違反するような行為はいたしません。</li><li>5 不正な手段により、手数料の支払いを逃れるような行為はいたしません。</li><li>6 閲覧により知り得た事項に基づく調査・訪問等は相手の意思を尊重し、脅迫などの行為はいたしません。また、これにより紛争が生じた場合には、自らの責任で適正に解決いたします。</li><li>7 当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあると認めるときは、勧告に係る措置を講ずることを命ずることができ、その命令に違反したものは、住民基本台帳法第45条の規定により6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられることがあることを承知します。</li><li>8 所定の事項の報告を申出者に求めたにもかかわらず、必要な報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、住民基本台帳法第46条の規定により30万円以下の罰金に処せられることがあることを承知します。</li><li>9 偽りその他不正な手段により住民基本台帳の一部の写しを閲覧した場合は、住民基本台帳法第50条の規定により30万円以下の過料に処せられることがあることを承知します。</li><li>10 住民基本台帳閲覧申出書等の申出書類は、戸田市情報公開条例(平成11年条例第2号)に基づき情報公開の対象となることを承知します。</li></ol>	